

◆対象者別被扶養者認定に必要な提出書類等一覧

認定対象者	就労状況・年齢区分等	添付書類										備考		
		被扶養者異動届	被扶養者状況調査書	住民票入注1V	在学生証明書(写)または 在学証明書(写)または (非)課税証明書	退職証明書(写)または 雇用保険受給者証(写)	離職票(写)	送金証明書(写)入注6V	婚姻受理証明書(写)	廃業証明書(写)	年金振込通知書(写)			
配偶者	1年以上無職	○	○	○		○								別居のみ 婚姻の場合のみ 年金受給者 <注7>収入要件
	就労中(パート・自営業等)	○	○	○		注2								
	1年以内に退職・自営業廃業	○	○	○			注3							
	学生	○	○	○	○	○								
子	16歳未満	○		○									別居のみ 年金受給者 <注4>被保険者の配偶者が、マウニカ健保の被扶養者になっていないときは、その配偶者の源泉徴収票(写)等の収入確認できる書類を添付 <注7>収入要件	
	16歳以上の学生	○	○	○	○	○								
	16歳以上で1年以上無職(学生除く)	○	○	○		○								
	就労中(パート・自営業等)	○	○	○		注2								
	1年以内に退職・自営業廃業	○	○	○			注3			注3				
父母 祖父母	1年以上無職	○	○	○		○							別居のみ 年金受給者 被保険者以外の扶養義務者が、扶養できない理由を被扶養者状況調査書に明記 <注5>被保険者以外の扶養義務者の収入証明添付 <注7>収入要件	
	就労中(パート・自営業等)	○	○	○		注2								
	1年以内に退職・自営業廃業	○	○	○			注3			注3				
兄弟 姉妹 孫	16歳未満	○	○	○									別居のみ 年金受給者 被保険者以外の扶養義務者が、扶養できない理由を被扶養者状況調査書に明記 <注5>被保険者以外の扶養義務者の収入証明添付 <注7>収入要件	
	16歳以上の学生	○	○	○	○	○								
	16歳以上で1年以上無職(学生除く)	○	○	○		○								
	就労中(パート・自営業等)	○	○	○		注2								
	1年以内に退職・自営業廃業	○	○	○			注3			注3				
上記 以外の 親族 (義父母等)	16歳未満	○	○	○									同居が認定条件 同居が扶養認定の条件 被保険者以外の扶養義務者が、扶養できない理由を被扶養者状況調査書に明記 <注5>被保険者以外の扶養義務者の収入証明添付 <注7>収入要件	
	16歳以上の学生	○	○	○	○	○								
	16歳以上で1年以上無職(学生除く)	○	○	○		○								
	就労中(パート・自営業等)	○	○	○		注2								
	1年以内に退職・自営業廃業	○	○	○			注3			注3				

- <注1> 住民票は、被保険者との続柄がわかり世帯全員が記載されている最新(健保受付日より3ヶ月以内)のもの
認定対象者が別居の場合や父母、祖父母、養子等の場合は、戸籍謄本
留学等により日本国内に住民票がない方で、国内居住要件の例外に該当する場合は、次ページの書類を添付してください。
- <注2> 就労中の場合は、直近3ヶ月分の給与明細書(写)または雇用契約書(写)
自営業等で給与所得以外の収入(営業収入・不動産収入等)がある場合は、税務署の受付印のある直近1年分の確定申告書(写)と収支内訳書(写)
- <注3> 1年以内に退職または自営業を廃業した人の被扶養者認定を申請するときは、下記の該当する資料を提出して下さい。
※失業給付受給期間中は、被扶養者となることができませんので、被扶養者からは必ず手続きが必要になります。
ただし、60歳未満の方は、基本手当日額が3,612円未満、60歳以上の方は、基本手当日額が5,000円未満の場合は、被扶養者になることができます。
 - ▷ 失業給付を受給する人 …… 雇用保険受給資格者証(給付制限期間・支給開始日・基本手当日額・所定給付日数の記載があるもの)(両面)(写)
 - ▷ 失業給付を受給しない人 …… 離職票(1)(2)(写)・喪失確認通知書(写)・退職証明書(写)
 - ▷ 失業給付の受給を終了した人 …… 支給終了の印字のある雇用保険受給資格者証(両面)(写)
 - ▷ 受給期間を延長する人 …… 受給延長受理印のある離職票(写)・受給延長受理印のある雇用保険受給資格者証(写)
 - ▷ 雇用保険が適用されない人 …… 退職証明書(写)・雇用保険未加入である旨記載した事業主の証明書(写)
 - ▷ 自営業廃業 …… 個人事業の廃業届出書(写)
- <注4> 夫婦共同扶養の場合は、被扶養者とすべき員数に関わらず、原則として年間収入の多い方の被扶養者とします。
- <注5> (非)課税証明書および被保険者以外の扶養義務者が年金受給者の場合は、直近の年金振込通知書(写)等も添付
自営業等で給与所得以外の収入(営業収入・不動産収入等)がある場合は、税務署の受付印のある直近1年分の確定申告書(写)と収支内訳書(写)
- <注6> 直近3ヶ月分以上の被保険者から認定対象者への送金とわかる通帳(写)等
単身赴任者の場合は、同居扱いのため不要
- <注7> 同居のときは、年間収入が130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)で、被保険者の収入の2分の1未満であること
別居のときは、年間収入が130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)で、被保険者の収入の2分の1未満でありかつ、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

認定対象者との関係または収入状況によっては、上記以外の証明書類の提出を求められることがあります。また、申請ケースにより内容について細かく確認する場合もあります。公正かつ厳正な認定業務を行うため、ご理解とご協力をお願いいたします。

※令和2年4月1日より、被扶養者の認定要件に新たに国内居住要件が追加され、日本に住所を有しない場合には、被扶養者として認めることができなくなりました。

ただし、日本国内に住所がないとしても、次の①～⑤の要件に該当する場合には、例外的に、日本国内に生活の基礎があるとして取り扱われます。この国内居住要件の例外に該当する場合は、次の書類も併せてご提出ください。

◆被扶養者認定における国内居住要件の例外の場合の添付書類

国内居住要件の例外該当事由		添付書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	厚労省保険局に相談しつつ個別に判断

※上記添付書類すべてに和訳文(和訳した日付と和訳した者の署名捺印のあるもの)を付けること